

平成19年度地方税制改正（案）について

総 務 省
平成19年1月

一 経済活性化等

◎ 法人所得課税における減価償却制度の見直し

* 国際競争力強化の観点から、法人所得課税^(注)における減価償却制度を見直す。

(注) 地方税については、法人住民税・法人事業税

現 行	改正案
・ 償却可能限度額→取得価額の95% ・ 残存価額→法定耐用年数の経過時点で取得価額の10% ・ 償却方法→定額法又は定率法（選択制）	・ 償却可能限度額・残存価額→廃止（法定耐用年数経過時点で備忘価額1円まで償却可） ・ 償却方法→償却スピードを早めるため定率法を見直し

* フラットパネルディスプレイ製造設備等の法定耐用年数を短縮する（現行10年→5年など）。

固定資産税（償却資産）については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

(※)「現行の評価方法」の維持

- ・ 減価率、評価額の最低限度（5%）は現行のものを維持する。
- ・ 耐用年数については、従前どおり法人税の例による。

◎ 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長

* 上場株式等の配当及び譲渡益に対する都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長する。

- ・ 上場株式等の配当
本則20%（うち地方税5%）→ 軽減税率10%（うち地方税3%）
（適用期限を平成21年3月31日まで1年延長）
- ・ 上場株式等の譲渡益
本則20%（うち地方税5%）→ 軽減税率10%（うち地方税3%）
（適用期限を平成20年12月31日まで1年延長）

二 安心・安全のための税制

◎ 住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設

* 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの）を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額（100㎡分までを限度）する特例措置を創設する（平成22年3月31日まで3年間）。

(居住者要件)	(対象となるバリアフリー改修工事)
①65歳以上の者 ②要介護認定又は要支援認定を受けた者 ③障害者	①廊下の拡張 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すり取付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床の滑り止め化

（納税者は、改修後3ヶ月以内に、工事明細書、写真等の関係書類を添付して市町村に申告する。）

三 環境税制

◎ 低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長

* 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

	要件見直し	税 率	
		自家用	営業用
通常の税率		5%	3%
電気自動車	—	2.3% (現行2.3%)	0.3% (現行0.3%)
CNG(圧縮天然ガス)自動車	排出ガス要件を付加		
ハイブリッド自動車(バス・トラック)		H19年度 3% H20年度 3.2% (現行2.8%)	H19年度 1% H20年度 1.2% (現行0.8%)
ハイブリッド自動車(乗用車)	排出ガス・燃費要件を付加		

(注1)メタノール自動車については、国内で販売されていないことから期限到来により廃止。

(注2)燃料電池自動車は、電気自動車に含まれる。

◎ 緑化施設に係る固定資産税の特例措置の拡充

* ヒートアイランド対策推進の観点から、ビル屋上等の緑化施設について、取得後5年度分固定資産税を1/2に軽減する特例措置を2年延長し、その適用要件を緩和する。

四 その他

* テレワーク設備に係る固定資産税の特例措置の創設（対象設備について、5年度分2/3に軽減）

* 地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

（小規模中継局の特例率を3/4→2/3へ）

* JRに係る固定資産税の承継特例（3/5）、三島会社特例（1/2）の5年延長

* 固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するための所要の措置